

近古編下

隱岐島史料

刊行に当って	1頁
目 隠岐古記集 島後之部	3頁
島前之部	28頁
おき濃すさび	39頁
国代考証	52頁
隱州往古以来諸色年代略記	77頁

次

隠岐郷土研究会編

隱岐古記集

島後之部

隱州の所在は歴代史越考ふるに日本の乾地 此國を以て限りとす
類なり 雲州三保關より三拾八厘頂地にあ留を嶋後と言り 周吉郡
越智郡焉に属す 其南岸を西江と言ふ 国中の府とて東は大久村よ
り西は油井村 長さ四厘三拾町北は西村より南は今津村迄横五厘半
とす 嶋の惣廻り拾八厘程是より坤地に位する 越嶋前と言 知夫里
郡海士郡焉に属す 所謂三に分類知夫郡二嶋別府を以て府とす 其
南は知夫里村より北は宇賀村冠嶋の磯まで四厘余長とす 東は布施
村より西は美田村船越の西能出崎まで三厘余横と須 嶋の惣廻り
拾六厘程又未申の方五拾八厘にして石州温泉津に至り辰未の方四拾
厘伯州赤崎なり卯方凡百厘にして若州小浜に至り丑寅の方凡百三拾
厘余能州に當る亥の方四拾厘余にして松嶋あり周り凡壱厘程にして
生木なき岩嶋なり又酉の方七拾余厘に竹嶋あり古より是越嶮竹嶋と
言伝ふ木繁茂して大なる嶋と言此嶋より朝鮮を望免は隱州より雲州
を見るより猶遠して今は朝鮮人來て住すと言ふ愚諸國の船人に尋問
ふに方角は誠に至可り秋晴天北風の日に大満寺山の頂上より望免は
松嶋は遙可に見ゆべしと言竹嶋は朝鮮の地山に懐れて分が多く見ゆ
愚按古より嶮竹嶋と言伝あり今朝鮮の國面を見留に彼國乃京師より
子卯方対馬豊浦より子の方に當に鬱陵嶋と言あり其嶋の丑方に弓島と
て高山ありと見へ多り彼の嶋を呼んで嶮竹嶋と号せしものならん可

此島百厘の内外に可の二嶋のみ見へざるも不審なり人の住居するも
近頃にてはあるまじ 豊臣太閤征伐の時も島嶋城に朝鮮人築城のこ
とあり彼は懸接すれば竹嶋は別島にあらす昔古陰陽之神二嶋を陰生
満し給ふと又或は北海中の嶋は遠岐之嶋前美田の本郷より寅の方七
町大山大明神の社に高さ四拾余丈の木あり 人皇乃始神武帝勅して
大木と宣ふより大木の國の名とす言う按するに二神日本越大八州と
ハツに分け給へしは五畿七道の事が拾三代成務帝國に造長を置玉ひ
共々相矛盾 越玉はり天下の國割を成給ふ則に神の御定を守らせ給ひ
て日道を以て日の縱とし南北を日横とし山陽を影面といひ山陰を背
面として三拾三ヶ国に分ち給ふ 又拾八代覆仲帝國々に学者を遣し
國中の事民の吉惡を記させ詳かに國々の事越知召して六拾四ヶ国二
嶋を合せて六拾六国と定免させ給ひ是は八と六拾四数にて八ハ日神
の愛し給ふ我國の極數なればなりと又八拾二代文武帝の御宇六拾四
州に割給ふとも然るに神武帝大木あるに依て隱岐國と名付二拾九代
宣化帝の御宇に枯損せりと又三拾二代用明帝 隱岐國と改給ふ言う
何れを是とし何れを非とせん凡民部図帳と言ふ書ニあるか 諸健兒
免徭役隱岐國以國造田三町地に充もひと或説に當國支配の起源は
人皇四拾八代稱德帝の御宇佐々木活郎左門領地となりと言あり懸接
するに佐々木と言は五拾九代宇奥里五代の孫源太夫從五位下左近將
監章経 始て近江國佐々木と言所に住す 地名を以て氏とする何れ
は彼説は如何敷 人皇七拾六代近衛帝久寿年迄誰の守護何某乃領知
と言事詳ならず貢を納ることの路も那可りしか嶋中の穀物を集免乾